

熊本県針刺し切創・皮膚粘膜曝露後のH I V感染防止体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 エイズ治療の拠点病院、一般医療機関、保健所及び検疫所等(以下「医療機関等」という。)において、針刺し切創・皮膚粘膜曝露(以下「事象」という。)が発生した場合に対処するため、「熊本県針刺し切創・皮膚粘膜曝露後の抗H I V薬服用マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、感染防止のための抗H I V薬(以下「抗H I V薬」という。)の服用を含めた、医療機関等におけるH I V感染防止体制を整備し、もって円滑なエイズ診療体制の促進を図る。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、熊本県とする。

(事業の実施方法)

第3条 医療機関等において万が一事象が起こった場合に、マニュアルに基づく対応を可能にするため、マニュアルを周知し、各医療機関等においてそれぞれの実状に応じた対処方法の確立を促す。また、事象発生後1時間から2時間以内に予防薬を服用できる体制を整備するため、別紙1の「H I V感染防止のための抗H I V薬の配置病院」(以下「配置病院」という。)に別表の抗H I V薬を配置する。

- 2 配置病院は、抗H I V薬の保管及び事象が起こった医療機関等の被曝露者へ当該抗H I V薬の提供を行うものとする。
- 3 配置病院は、抗H I V薬が不足した場合は、その種類及び必要量を「H I V感染防止のための抗H I V薬要求書」(別紙様式1)により、県に要求するものとする。
- 4 県は、配置病院から「H I V感染防止のための抗H I V薬要求書」の提出があった場合、もしくは、既に配置済みの抗H I V薬の使用期限が到来する場合、「H I V感染防止のための抗H I V薬引渡書」(別紙様式2)により抗H I V薬を配置病院に配置する。
- 5 抗H I V薬を受領した配置病院は、「H I V感染防止のための抗H I V薬受領・返納書」(別紙様式3)を速やかに県に提出するものとする。
- 6 配置病院は、使用期限の到来した抗H I V薬を返納する場合は、「H I V感染防止のための抗H I V薬受領・返納書」(別紙様式3)を県に提出するものとする。

(配置病院の感染防止体制等)

第4条 配置病院の長は、責任者を選定し、マニュアルに基づく対応及びH I V感染防止体制の整備を図るものとする。

- 2 配置病院の責任者は、被曝露者に対し、抗H I V薬の投与の指導を速やかに行うとともに、医療機関等からの求めに応じ指導・助言を行うものとする。

(配置病院以外の医療機関等の感染防止体制)

第5条 配置病院以外の医療機関等の長は、事象によりH I Vに感染する恐れが生じた場

合に対処するため、マニュアルに基づくH I V感染防止体制の整備に努めるものとする。

- 2 前項による責任者は、被曝露者に対し、抗H I V薬の投与の指導及び被曝露者の妊娠の有無の確認等の対応を速やかに行い、必要に応じ配置病院に指導・助言を受けるものとする。

(抗H I V薬の服用)

第6条 抗H I V薬の服用は、マニュアルに基づき被曝露者の自己決定によるものとする。

(抗H I V薬の提供等)

第7条 配置病院は、医療機関等の要請に基づき、受診した被曝露者に抗H I V薬の提供を行うこととする。

- 2 配置病院において抗H I V薬を被曝露者に提供した場合、「針刺し後のH I V感染防止体制整備事業予防薬利用記録簿（別紙様式4）に記録しておくものとする。また、その毎年度末現在での記録簿の写しを県に提出するものとする。
- 3 抗H I V薬の提供に当たっては、抗H I V薬の品質管理上支障が生じない範囲の量を提供するものとする。
- 4 配置病院で抗H I V薬を使用する場合（配置病院で事象が発生した場合）も、前各項を準用する。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第8条 本事業の関係者は、対象者の秘密の保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的外に使用しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。
- 3 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。
但し、熊本大学医学部附属病院については、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年6月11日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年3月6日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和7年6月20日から施行する。
- 10 この要綱は、令和8年9月15日から施行する。

別紙 1

H I V感染防止のための抗H I V薬の配置病院

病 院 名	所 在 地
熊本大学病院	熊本市中央区本荘 1 丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人 くまもと県北病院	玉名市玉名 5 5 0 番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構 熊本総合病院	八代市通町 1 0 番 1 0 号
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1 2 6 6 番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構 天草中央総合病院	天草市東町 1 0 1 番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構 人吉医療センター	人吉市老神町 3 5 番地
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町 1 丁目 2 番 1 号

別表

抗H I V薬

	薬 剤 名	商 品 名	一 般 名
1	BVY	ビクトルビ配合錠	ビクテグラビルナトリウム / エムトリシタビン / テノホビルアラフェナミドフマル酸塩

H I V 感染防止のための抗H I V 薬要求書

第 号
年 月 日

熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

医療機関名

HIV 感染防止のための抗H I V 薬を下記のとおり要求します。

記

抗H I V 薬の種類及び数量

薬剤名（商品名）	数 量	納入希望日	備 考
BVY （ビクタルビ配合錠）			

H I V 感染防止のための抗H I V 薬引渡書

第 年 月 日 号

医療機関名 様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

HIV 感染防止のための抗H I V 薬を下記のとおり引き渡します。

記

抗H I V 薬の種類及び数量

薬剤名（商品名）	数 量	使用期限	備 考
BVY （ビクタルビ配合錠）			

H I V 感染防止のための抗H I V 薬受領・返納書

HIV 感染防止のための抗H I V 薬を下記のとおり（受領・返納）しました。

記

抗H I V 薬の種類及び数量

薬剤名（商品名）	受領	返納		備 考
	数量	数量	使用期限	
BVY （ビクトルビ配合錠）				

年 月 日

医療機関名
管理担当者名

別紙様式 4

針刺し後のH I V感染防止のための抗H I V薬利用記録簿

医療機関名 ()

管理担当者氏名 ()

提供日	薬剤名	提供量	提供先名称	担当医師名	取扱者印	備考